

平成28年 第10回

戸田市教育委員会定例会

平成28年9月21日（水）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第10回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第32号 平成29年度当初教職員人事異動の方針について（案）…………… 1

議案第33号 戸田市教育委員会における表彰規程について…………… 7

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成28年10月25日（火）午前9時～

(2) その他

7 閉 会

平成29年度当初教職員人事異動の方針について（案）

戸田市教育委員会は、ここに平成29年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、戸田市立小・中学校長をはじめ関係各位の積極的な取り組みを願いたい。

平成28年9月 日

戸田市教育委員会

平成29年度当初戸田市立小・中学校教職員人事異動の方針（案）

戸田市教育委員会

- 1 埼玉県教育委員会の「平成29年度当初教職員人事異動の方針」及び「平成29年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」に基づき、埼玉県教育委員会及び各市町村教育委員会との緊密な連携のもと、円滑、適正な人事異動を行い、本市学校教育の充実と進展を図る。
- 2 本市の現状を踏まえ、教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、長期的展望に立った人事異動を積極的に進める。
- 3 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先して行う。
- 4 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。特に、7年以上の者については、積極的且つ計画的に異動を行う。
- 5 新採用以来在職する教職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- 6 次の事項に該当する教職員（教頭及び主幹教諭を除く）については、原則として異動を行わない。
 - (1) 同一校在職3年未満の者
 - (2) 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - (3) 休職中の者
- 7 管理職候補者名簿登録者については、豊かな職務経験を得させるため、積極的に異動を行う。
- 8 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。
- 9 女性教職員の個々の能力、適正等を考慮し、積極的な登用に努める。



教 県 第 3 2 4 号
平 成 2 8 年 9 月 2 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

平成29年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、各関係機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

平成29年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに平成29年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

平成28年9月2日

埼玉県教育委員会

平成29年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第2期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下の(1)から(6)に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、広範な人事の交流に努める。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、特に市町村教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (6) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。

2 退職

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勸奨退職制度の活用を図る。

3 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。

- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (8) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

4 採用等

- (1) 教職員の採用は、採用候補者名簿に登載された者の中から行う。
- (2) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を任用する。
また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。
- (3) 定年退職者等の再任用については、職員の再任用に関する条例（平成13年埼玉県条例第6号）の定めるところによる。

5 さいたま市との人事交流

さいたま市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校との人事交流については、さいたま市教育委員会との協議の上行う。

戸田市教育委員会表彰について

	学校教育功労者表彰	教職員表彰	教職員奨励表彰
対象	市内の小学校又は中学校に勤務する教職員以外 (保護者、地域住民等)	市内の小学校又は中学校に勤務する教職員 (個人・チーム)	市内の小学校又は中学校に勤務する教職員 (個人・チーム)
	市内の小学校及び中学校教育の振興について特に功績が顕著であると認められる個人又は団体	文化活動及び体育活動への功労並びに教育活動における顕著な活動により学校の名誉を高揚した教職員	教育の振興において、顕著な貢献をした教職員
過去の被表彰者	P T A 会長 学校応援コーディネーター 学校評議員 等	関東大会出場以上の部活動顧問 定年退職を迎える校長 等	新設
変更内容	文言整理のみ。 内容の改正はなし。	教職員個人が対象だったものを個人だけではなく、教職員で構成されている チームも対象 とした。	

戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程（第1条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第4条（略） （表彰手続）</p> <p>第5条 校長は、表彰の対象となる個人又は団体があると認めるときは、学校教育功労者表彰内申書（<u>第1号様式の1</u>）を用いて教育委員会に内申するものとする。<u>ただし、教育政策室担当課長は、教育委員会各課の課長等の推薦を受け、又は自らの判断で学校教育功労者表彰内申書（第1号様式の2）を用いて内申することができるものとする。</u></p> <p>（表彰審査委員会）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 委員会の委員は、教育長、教育部長、<u>教育政策室長及び校長代表（小学校及び中学校）</u>をもって充てる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 委員長は、委員会を総理し、<u>会議</u>の議長となる。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 <u>委員会の</u>会議は、多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第7条（略） （再表彰）</p>	<p>第1条～第4条（略） （表彰手続）</p> <p>第5条 校長又は<u>教育委員会各課の課長</u>は、表彰の対象となる個人又は団体があると認めるときは、学校教育功労者表彰内申書（<u>第1号様式</u>）を用いて教育委員会に内申するものとする。</p> <p>（表彰審査委員会）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 委員会の委員は、教育長、教育部長、<u>教育政策室長並びに市内の小学校及び中学校の校長の代表</u>をもって充てる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 委員長は、委員会を総理し、<u>委員会の会議（以下「会議」という。）</u>の議長となる。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 会議は、多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第7条（略） （再表彰）</p>

改正前	改正後(案)
<p>第8条 <u>すでに表彰を受けた者</u>についても、表彰することができるものとする。ただし、同一の事項について再度表彰することはできない。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(表彰者名簿)</p> <p>第10条 教育委員会は、学校教育功労者表彰者名簿(第2号様式)を作成し、<u>表彰した者</u>を記録するものとする。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p>第8条 <u>既に表彰を受けたもの</u>についても、表彰することができるものとする。ただし、同一の事項について再度表彰することはできない。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(表彰者名簿)</p> <p>第10条 教育委員会は、学校教育功労者表彰者名簿(第2号様式)を作成し、<u>表彰したものを</u>記録するものとする。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>様式 (略)</p>

戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程（案）

（趣旨）

第1条 この訓令は、小学校及び中学校の教育の振興及び発展に貢献した個人又は団体に対し戸田市教育委員会学校教育功労者表彰（以下「表彰」という。）を行うことについて必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 教育委員会は、市内の小学校及び中学校教育の振興について、特に功績が顕著であると認められる個人又は団体に対し、表彰を行う。

（方法）

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、副賞を加授することができる。

（追賞）

第4条 表彰される者が表彰前に死亡したときは、追賞するものとし、表彰状及び副賞は遺族に贈る。

（表彰手続）

第5条 校長は又は教育委員会各課の課長は、表彰の対象となる個人又は団体があると認めるときは、学校教育功労者表彰内申書（第1号様式）を用いて教育委員会に内申するものとする。

（表彰審査委員会）

第6条 表彰の対象となる個人又は団体を審査するため表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、教育長、教育部長、教育政策室長並びに市内小学校及び中学校の校長の代表をもって充てる。

3 委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議は、多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（被表彰者の決定）

第7条 教育委員会は、委員会の意見を聴いて被表彰者を決定し、表彰を行う。

(再表彰)

第8条 既に表彰を受けたものについても、表彰することができるものとする。
ただし、同一の事項について再度表彰することはできない。

(返還)

第9条 表彰を受けた者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、表彰状を返還させるものとする。

(被表彰者名簿)

第10条 教育委員会は、学校教育功労者被表彰者名簿(第2号様式)を作成し、表彰したものを記録するものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(戸田市教育委員会表彰規程の廃止)

2 戸田市教育委員会表彰規程(昭和39年教委規程第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に戸田市教育委員会表彰規程の規定により表彰されている個人又は団体(教職員を除く。)は、この訓令の規定により表彰されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

学校教育功労者表彰内申書

年 月 日

(宛先)
戸田市教育委員会

職名
氏名 印

次の者は、戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程第2条に該当すると認められますので内申いたします。

住 所 (所在地)				受 付 番 号 (事務局記入欄)
ふりがな		※性 別		
氏 名 (団 体 名)				
生年月日 (設立年月日)	年 月 日	※年齢	歳	
活動期間	年 月から		年 月まで	
継続年数及び年間 平均活動回数	継 続 年 数		年間平均活動回数	
	年		回	
推薦理由				
功績経歴の概要				

- 1 表彰の対象が団体の場合は、※印欄の記入は、不要です。
- 2 推薦理由又は功績経歴の概要の欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

第2号様式 (第10条関係)

学校教育功労者表彰者名簿						
契印	番号	表彰年月日	氏名 (団体名)	生年月日 (設立年月日)	住 所 (所 在 地)	表彰事項

戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程第 2 条の運用基準

下記に該当する者又は団体を表彰の対象とする。

埼玉県又は戸田市等から相当の報酬を受領していない者又は団体のうち、別表 1 及び 2 に該当する者又は団体。

別表 1

対 象	表彰基準年数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校部活動指導者 ・ 小学校金管バンド指導者 ・ 授業、放課後補習等の学習ボランティア ・ 学校応援団コーディネーター ・ 児童生徒の登下校等の安全に係るボランティア ・ 学校の環境に係るボランティア ・ 職場体験等のキャリア教育に係る協力者又は団体 ・ 日本語を母語としない児童・生徒を対象とした日本語指導ボランティア ・ 学校評議員 ・ 学校運営協議会委員 ・ その他継続して学校教育に貢献をした者又は団体 	別表 2 により 原則として 5 年以 上又は 7 年以上

別表 2 活動の継続期間

	活動の頻度及び例	継続期間
常時活動 (年間を通じて継続される活動)	年間 5 回程度以上行われているもの ・ 部活動指導者 ・ 金管バンド指導者 ・ 学習ボランティア	原則として 5 年以上
定期的活動 (年間の一定期間に行われる活動)	各年度に定期的に行われているもの ・ 学校評議員 ・ 学校運営協議会委員	原則として 7 年以上

※ P T A 活動において、戸田市立小中学校の役員として継続又は通算して原則として 5 年程度以上活動し、学校教育に貢献した者を別表 1 の「その他継続して学校教育に貢献した者」の規程に適用して表彰の対象とすることができる。

戸田市教育委員会教職員表彰規程（第2条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略)</p> <p><u>(対象者)</u></p> <p>第2条 <u>教育委員会は、市内の小学校又は中学校に勤務する教職員のうち、特に功績が顕著であると認められる者を表彰する。</u></p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(表彰手続)</p> <p>第5条 校長は、表彰の<u>対象者</u>があると認めるときは、次の各号の区分により、当該各号の様式を用いて教育委員会に内申するものとする。ただし、校長が表彰の対象であるときは、教育政策室担当課長は、教育委員会各課の<u>課長等</u>の推薦を受け、又は自らの判断で内申するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号以外についての表彰</u> 教職員表彰内申書(その他の活動) (第3号様式の1及び第3号様式の2)</p> <p>(表彰審査委員会)</p> <p>第6条 表彰の対象となる<u>者</u>を審査するため表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会の委員は、教育長、教育部長、教育政策室長<u>及び校長</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p><u>(対象者)</u></p> <p>第2条 <u>教育委員会は、次に掲げるもののうち、特に功績が顕著であると認められるものを表彰する。</u></p> <p>(1) <u>市内の小学校又は中学校に勤務する教職員</u></p> <p>(2) <u>前号の教職員で構成されるチーム</u></p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(表彰手続)</p> <p>第5条 校長又は教育委員会各課の課長は、表彰の<u>対象となるもの</u>があると認めるときは、次の各号の区分により、当該各号の様式を用いて教育委員会に内申するものとする。ただし、校長が表彰の対象であるときは、教育政策室担当課長は、教育委員会各課の<u>課長</u>の推薦を受け、又は自らの判断で内申するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる功労以外の功労</u> 教職員表彰内申書(その他の活動) (第3号様式)</p> <p>(表彰審査委員会)</p> <p>第6条 表彰の対象となる<u>もの</u>を審査するため表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会の委員は、教育長、教育部長、教育政策室長<u>並びに市</u></p>

改正前	改正後(案)
<p><u>代表（小学校及び中学校）</u>をもって充てる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 委員長は、委員会を総理し、<u>会議</u>の議長となる。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 <u>委員会の会議</u>は、多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第7条 （略） （再表彰）</p> <p>第8条 <u>すでに表彰を受けた者</u>についても、表彰することができるものとする。<u>ただし、同一校在籍中に同一の区分において再度表彰することはできない。</u></p> <p>第9条 （略） （表彰者名簿）</p> <p>第10条 教育委員会は、教職員表彰者名簿（第4号様式）を作成し、<u>表彰した者</u>を記録するものとする。</p> <p>第11条 （略） 附則 （略）</p> <p>様式 （略）</p>	<p><u>内の小学校及び中学校の校長の代表</u>をもって充てる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 委員長は、委員会を総理し、<u>委員会の会議（以下「会議」という。）</u>の議長となる。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 会議は、多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>7 委員会の委員が前条の規定により内申されたときは、当該委員は、その審査を行う会議に加わることができない。</u></p> <p>第7条 （略） （再表彰）</p> <p>第8条 <u>既に表彰を受けたもの</u>についても、表彰することができるものとする。</p> <p>第9条 （略） （表彰者名簿）</p> <p>第10条 教育委員会は、教職員表彰者名簿（第4号様式）を作成し、<u>表彰したものを</u>記録するものとする。</p> <p>第11条 （略） 附則 （略） <u>附則</u> <u>この訓令は、公布の日から施行する。</u></p> <p>様式 （略）</p>

戸田市教育委員会教職員表彰規程(案)

(趣旨)

第1条 この訓令は、小学校及び中学校の教育の振興において、顕著な貢献をした教職員に対し戸田市教育委員会教職員表彰(以下「表彰」という。)を行うことについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 教育委員会は、次に掲げるもののうち、特に功績が顕著であると認められるものを表彰する。

- (1) 市内の小学校又は中学校に勤務する教職員
- (2) 前号の教職員で構成されるチーム

(方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、副賞を加授することができる。

(追賞)

第4条 表彰される者が表彰前に死亡したときは、追賞するものとし、表彰状及び副賞は遺族に贈る。

(表彰手続)

第5条 校長又は教育委員会各課の課長は、表彰の対象者となるものがあると認めるときは、次の各号の区分により、当該各号の様式を用いて教育委員会に内申するものとする。

- (1) 文化活動についての功労 教職員表彰内申書(文化活動)(第1号様式)
- (2) 体育活動についての功労 教職員表彰内申書(体育活動)(第2号様式)
- (3) 前2号に掲げる功労以外の功労 教職員表彰内申書(その他の活動)(第3号様式)

(表彰審査委員会)

第6条 表彰の対象となるものを審査するため表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員は、教育長、教育部長、教育政策室長並びに市内の小学校及び中学校の校長の代表をもって充てる。
- 3 委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議は、多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委員会の委員が前条の規定により内申されたときは、当該委員は、その審査を行う会議に加わることができない。

(被表彰者の決定)

第7条 教育委員会は、委員会の意見を聴いて被表彰者を決定し、表彰する。

(再表彰)

第8条 既に表彰を受けたものについても、表彰することができるものとする。

(返還)

第9条 表彰を受けた者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒処分により免職されたときは、表彰状を返還させるものとする。

(表彰者名簿)

第10条 教育委員会は、教職員表彰者名簿(第4号様式)を作成し、表彰したものを記録するものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(戸田市教育委員会表彰規程の廃止に伴う経過措置)

2 この訓令の施行の際現に戸田市教育委員会表彰規程の規定により表彰されている教職員は、この訓令の規定により表彰されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

教職員表彰内申書（文化活動）

年 月 日

(宛先)
戸田市教育委員会

職名
氏名 印

次の者は、戸田市教育委員会教職員表彰規程第2条に該当すると認められますので内申いたします。

※住所				受付番号 (事務局記入欄)
ふりがな		※性別		
氏名 (チーム名)			※職名	
生年月日 (設立年月日)	年 月 日	※年齢	歳	
※所属校		指導教科又は部活動名		
※現任校勤務年数	年	※教職経験年数		年
活動状況				
展覧会、コンクール等の実績				
功績経歴の概要及び推薦理由				

- 1 表彰の対象がチームの場合は、※印欄の記入は、不要です。
- 2 功績経歴の概要及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

教職員表彰内申書（体育活動）

年 月 日

(宛先)
戸田市教育委員会

職名
氏名 印

次の者は、戸田市教育委員会教職員表彰規程第2条に該当すると認められますので内申いたします。

※住所				受付番号 (事務局記入欄)
ふりがな		※性別		
氏名 (チーム名)			※職名	
生年月日 (設立年月日)	年 月 日	※年齢	歳	
※所属校		指導部活動名		
※現任校勤務年数	年	※教職経験年数		年
活動状況				
部活動における過去の指導の実績				
功績経歴の概要及び推薦理由				

- 1 表彰の対象がチームの場合は、※印欄の記入は、不要です。
- 2 功績経歴の概要及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

第3号様式（第5条関係）

教職員表彰内申書（その他の活動）

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会

職名

氏名

印

次の者は、戸田市教育委員会教職員表彰規程第2条に該当すると認められますので内申いたします。

※住所				受付番号 (事務局記入欄)
ふりがな		※性別		
氏名 (チーム名)			※職名	
生年月日 (設立年月日)	年 月 日		※年齢 歳	
※所属校		表彰の対象となる活動名		
※現任校勤務年数	年	※教職経験年数		年
活動状況				
主な功績				
功績経歴の概要 及び推薦理由				

- 1 表彰の対象がチームの場合は、※印欄の記入は、不要です。
- 2 功績経歴の概要及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

第4号様式（第10条関係）

教職員表彰者名簿						
契印	番号	表彰年月日	氏名 (チーム名)	生年月日 (設立年月日)	住所	表彰事項

戸田市教育委員会教職員表彰規程第2条の運用基準

下記の(1)(2)(3)のいずれかに該当する教職員又はチームを表彰の対象とする。

(1)部活動などにおける文化活動の指導者として日常的に尽力し、児童生徒の健全育成に多大な貢献をした者の内、下記のいずれかの成績を収めた者

- ・県以上の展覧会やコンクールで最優秀賞に相当する賞の受賞
- ・全国大会、関東大会及び関東選考会出場

(2)運動部の指導者として日常的に尽力し、生徒の健全育成に貢献した者の内、教育委員会及び中学校体育連盟の大会において下記のいずれかの成績を収めた者

- ・全国大会、関東大会出場
- ・学校総合体育大会、新人体育大会等の県大会で3位以上の入賞

(3)3年以上の期間、教育活動における顕著な活動により、特色ある教育活動の中心となり、児童生徒の健全育成に多大な貢献をするとともに、学校の名誉を高揚した者又はチームの内、別表に掲げる者又はチーム

別表

対 象
<p>(1)下記の項目のいずれかに該当した者又はチーム</p> <p>① 図画工作展、美術展等、各教科に関わる展覧会等に継続して児童生徒の作品を出品し、多大な成果を上げた者又はチーム</p> <p>② 戸田市立小・中学校の教育力向上のため、継続的に専門性を生かし、特色ある教育活動等を行い、児童生徒の個性、能力を著しく伸ばすなど、多大な成果を上げた者又はチーム</p> <p>③ その他特に教育委員会が表彰に値すると認めた者又はチーム</p>
<p>(2)校長として創意工夫を生かした特色ある学校経営を担い、戸田市立小・中学校で該当年度に定年退職を迎える者</p>

戸田市教育委員会教職員奨励表彰規程(案)

(趣旨)

第1条 この訓令は、小学校及び中学校の教育の振興において、顕著な貢献をした教職員に対し戸田市教育委員会教職員奨励表彰(以下「表彰」という。)を行うことについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 教育委員会は、次に掲げるもののうち、特に功績が顕著であると認められるものを表彰する。

- (1) 市内の小学校又は中学校に勤務する教職員
- (2) 前号の教職員で構成されるチーム

(方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰手続)

第4条 校長又は教育委員会各課の課長は、表彰の対象となるものがあると認めるときは、教職員奨励表彰内申書(第1号様式)を用いて教育委員会に内申するものとする。

(表彰審査委員会)

第5条 表彰の対象となるものを審査するため表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員は、教育長、教育部長、教育政策室長並びに市内の小学校及び中学校の校長の代表をもって充てる。
- 3 委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会議は、多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員会の委員が前条の規定により内申されたときは、当該委員は、その審査を行う会議に加わることができない。

(被表彰者の決定)

第6条 教育委員会は、委員会の意見を聴いて被表彰者を決定し、表彰する。

(再表彰)

第7条 既に表彰を受けたものについても、表彰することができるものとする。

(表彰者名簿)

第8条 教育委員会は、教職員奨励表彰者名簿(第2号様式)を作成し、表彰したものを記録するものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

教職員奨励表彰内申書

年 月 日

(宛先)
戸田市教育委員会

職名
氏名 印

次の者は、戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程第2条に該当すると認められますので内申いたします。

住 所 (所在地)			受 付 番 号 (事務局記入欄)
ふりがな		※性 別	
氏 名 (団 体 名)			
生年月日 (設立年月日)	年 月 日	※年齢	歳
活動期間	年 月から		年 月まで
継続年数及び年間 平均活動回数	継 続 年 数	年間平均活動回数	
	年	回	
推薦理由			
功績経歴の概要			

- 1 表彰の対象が団体の場合は、※印欄の記入は、不要です。
- 2 推薦理由又は功績経歴の概要の欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

第2号様式 (第8条関係)

教職員奨励表彰者名簿						
契印	番号	表彰年月日	氏名 (団体名)	生年月日 (設立年月日)	住 所 (所 在 地)	表彰事項

戸田市教育委員会教職員奨励表彰規程第2条の運用基準

下記に該当する教職員又はチームを表彰の対象とする。

別 表

対 象
① 学力向上に係る研究や先進的な授業に積極的に取り組んでいる者又はチーム
② 児童会・生徒会活動を通して学校教育に大きく貢献した者又はチーム
③ 児童生徒の日常での指導、保健体育指導、進路指導等に努め顕著な功績をあげた者又はチーム
④ 地道な努力を継続して実践し、他の模範となる者又はチーム
⑤ その他特に教育委員会が表彰に値すると認めた者又はチーム

教育委員提案について

平成28年第10回教育委員会(定例会)

平成28年9月21日(水)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

ページ

- ① 戸田市立小中一貫型小学校・中学校設立準備状況について…………… 1
(教育総務課)
- ② 県大会以上出場のとだっ子の活躍について…………… 3
(教育政策室)

戸田市立小中一貫型小学校・中学校設立準備状況について

1 小中一貫校設立準備委員会について

戸田東小学校・戸田東中学校の建物の老朽化及び児童生徒数の増加による教室不足から、隣接する両校を同時に建替し、小中一貫校とする方針を固めました。平成33年度4月の供用開始を目指し、準備を行うため、平成28年5月30日に「戸田市立小中一貫型小学校・中学校設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）」を発足しました。準備委員会では、教育委員会、市長部局及び戸田東中学校学区の3校（戸田東中学校、戸田東小学校、喜沢小学校）により、学校建設、カリキュラム編成、学校運営等、設立全般について方針を検討します。これまでの準備委員会の開催状況は、次のとおりです。

＜開催状況＞

- 第1回準備委員会（平成28年5月30日）
 - ・ 戸田東小学校・戸田東中学校改築工事について
 - ・ 戸田市立小中一貫型小学校・中学校設立準備委員会について
- 第2回準備委員会（平成28年7月6日）
 - ・ ワーキンググループの進捗について
 - ・ 第1回地域説明会の開催について
- 第3回準備委員会（平成28年8月24日）
 - ・ 戸田東小学校・戸田東中学校建替えに伴う地域説明会について（報告）
 - ・ 設計業務委託について
 - ・ ワーキンググループの進捗について

2 ワーキンググループについて

準備委員会の下部組織としてワーキンググループを設置し、「学校建設」、「カリキュラム」、「学校運営」の3つのグループに分かれ、各分野から調査研究・検討を進めています。

これまでの各ワーキンググループの開催状況は、次のとおりです。

＜開催状況＞

- 学校建設ワーキンググループ
 - 第1回ワーキンググループ会議（平成28年6月21日）
 - ・ ワーキンググループについて
 - ・ グループリーダー及び副リーダーの選出について
 - ・ 課題の検討について
 - ・ 今後のスケジュールについて
- カリキュラムワーキンググループ
 - 第1回ワーキンググループ会議（平成28年7月1日）
 - ・ 第1回学校建設ワーキンググループ案件に同じ
 - 第2回ワーキンググループ会議（平成28年8月10日）
 - ・ 工事期間中の「体育」「運動部活動」について
 - ・ 小中一貫教育の特色ある取組について
- 学校運営ワーキンググループ
 - 第1回ワーキンググループ会議（平成28年6月28日）
 - ・ 第1回学校建設ワーキンググループ案件に同じ
 - 第2回ワーキンググループ会議（平成28年9月20日（予定））

3 戸田東小学校・戸田東中学校の建替えに伴う地域説明会及び学校説明会の実施について

地域説明会及び学校説明会を開催し、戸田東小学校及び戸田東中学校の建替えに当たり施設一体型の小中一貫校とする方針について、担当課から次のとおり説明を行いました。

- ・戸田東小学校・戸田東中学校改築工事について（教育総務課）
- ・戸田市の小中一貫教育について（教育政策室）

(1) 地域説明会

- ・平成28年8月10日（水）午後7時～午後8時 戸田東中学校多目的室

【出席者】PTA（戸田東中、戸田東小、喜沢小）、町会・自治会、学校開放団体の代表者等20名
教育政策室長、教育総務課長、教育政策室指導担当課長、学務課長
戸田東中学校（校長、教頭）、戸田東小学校（校長、教頭）、喜沢小学校（校長、教頭）
＜事務局＞教育総務課職員

(2) 学校説明会

① 戸田東小学校

- ・平成28年8月29日（月）午後2時～午後3時10分 戸田東小学校体育館

【出席者】戸田東小学校全児童の保護者 約200名
教育政策室長、教育総務課長、教育政策室指導担当課長、学務課長
戸田東小学校（校長、教頭） <事務局>教育総務課職員

② 喜沢小学校

- ・平成28年8月30日（火）午後2時40分～午後3時50分 喜沢小学校多目的室

【出席者】喜沢小学校6年生児童の保護者 約50名
教育政策室長、教育総務課長、教育政策室指導担当課長、学務課長
喜沢小学校（校長、教頭） <事務局>教育総務課職員

- ・平成28年9月8日（木）午後2時40分～午後3時20分 喜沢小学校会議室

【出席者】喜沢小学校4・5年生児童の保護者 約70名
教育政策室長、教育総務課長、教育政策室指導担当課長、学務課長
喜沢小学校教頭 <事務局>教育総務課職員

<主な要望事項等>

- ・工事に関する設計案、工程及び小中一貫校等の検討状況の進捗について、今後も説明会等開催し、周知してほしい。
- ・工事による子どもたちへの様々な影響が心配である。特に校庭の使用が制限されることについて、体を十分動かす機会が減ると心身に問題が生じるのではないかと不安がある。中学生の部活動を始め、子どもが外で活動できるスペースの確保及び工事の騒音・安全対策を検討してほしい。
- ・戸田東小の教室不足に伴う、高学年児童の戸田東中の教室の間借りについて、高校入試を控えた中学生の落ち着きがなくなるのではないかと不安がある。
- ・中学校の学校選択制における進学希望校調査の提出期限を控えているが、進学先の検討にもう少し猶予がほしい。今回の建替えに関してもう少し早く周知してほしい。
- ・喜沢小が施設分離型小中一貫校となることについて、施設一体型の戸田東小の児童と様々な面で差が生じないように、配慮したカリキュラムとしてほしい。
- ・建替計画が先行し、小中一貫教育の検討が後追いにならないよう十分検討してもらいたい。

県大会以上出場のとだっ子の活躍について

平成28年度 関東大会の結果

- 卓 球 戸田中 予選リーグ敗退
 青山 幸瑤 (3年) 松本 暁人 (3年)
 三木 雄太郎 (3年) 小林 有信 (3年)
 木村 海心 (3年) 神田 勇仁 (3年)
 後藤 佑太 (3年) 山本 泰誠 (3年)
- 水 泳 戸田中 小林 那緒 (2年) 女子200m自由形7位入賞
 喜沢中 姫路 歩 (3年) 男子200m自由形20位
 新曾中 山崎 楓太 (2年) 男子200m個人メドレー4位
 男子400mメドレーリレー 第1位
 大山 海怜 (2年) 山崎 楓太 (2年)
 吉川 陽山 (2年) 赤石 一太 (1年)
- 野 球 笹目中 1回戦惜敗
 松山 幸乃樹 (3年) 大場 礼士 (3年)
 笹 和樹 (3年) 増田 侑成 (3年)
 二階堂 北斗 (3年) 中村 友保 (3年)
 椎橋 寛人 (3年) 田中 陸 (3年)
 長谷川 俊大 (3年) 宮嶋 佑汰 (3年)
 (他大会参加者：2年5名、1年5名)
- 剣 道 笹目中 鎌田 花音 (3年) 個人の部 準優勝
- 陸 上 笹目中 田中 若葉 (1年) 女子走り幅跳び 3位
- 体 操 新曾中 女子団体総合 2位
 栗嶋 姫子 (3年) 坂谷 りんね (2年)
 新山 愛望 (1年) 小谷 みつは (1年)
 個人
 新山 愛望 種目別跳馬4位 種目別ゆか2位
 坂谷 りんね 種目別平均台2位 種目別ゆか5位
- 吹 奏 楽 美笹中 西関東大会出場
 (埼玉県吹奏楽コンクール 金賞)

平成28年度 全国大会の結果

- マーチング 喜沢小 JAPAN CUP マーチングバンド・バトントワリング全国大会出場
20名
- ボート 戸田中 男子舵手付きクォドルプル 6位
納富 優多 (3年)
竹内 一記 (3年)
白石 悠 (3年)
伊藤 柊平 (3年)
石原 綾大 (3年)
男子ダブルスカル 6位
中村 元 (3年)
喜沢中 男子シングルスカル 1000m 準決勝敗退
浅川 侑希 (2年)
- 剣道 笹目中 鎌田 花音 (3年) 1回戦勝利 2回戦延長で惜敗
- 野球 (KWB) 笹目中 予選リーグ 笹目中7-3 MSクラブ (岩手県代表)
笹目中4-5 愛知クラブ (愛知県代表)
※1勝1敗で予選リーグ敗退
- 体操 新曽中 女子団体総合 1位
栗嶋 姫子 (3年) 坂谷 りんね (2年)
新山 愛望 (1年) 小谷 みつは (1年)
個人
栗嶋 姫子 個人総合1位 種目別跳馬3位
種目別平均台1位 種目別ゆか2位
新山 愛望 個人総合6位 種目別ゆか6位
- テニス 戸東中 加藤 英佳 (3年) 女子シングルス ベスト32
- 吹奏楽 美笹中 第16回東日本学校吹奏楽大会出場 10月9日 (日)

報告事項

平成28年第10回教育委員会(定例会)

平成28年9月21日(水)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 平成28年第4回戸田市議会定例会（9月）教育関連一般質問 件名・概要について…………… 1
- ② 中学校学校選択制における通学区域外受入予定定員数について…………… 14
（学務課）
- ③ 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果について…………… 15
（教育政策室）
- ④ 平成28年度戸田市教育委員会等研究委嘱校の研究発表会について…………… 16
（教育政策室）
- ⑤ 英語検定3級取得推進事業について…………… 17
（教育政策室）
- ⑥ ゲートキーパー研修会の報告について…………… 18
（教育政策室）
- ⑦ 子育て講演会の開催について…………… 20
（生涯学習課）
- ⑧ 市制施行50周年記念第26回企画展の開催について…………… 21
（図書館・郷土博物館）
- ⑨ 市内中学校における生徒指導について……………資料なし
（教育政策室）
- ⑩ その他

平成28年第4回戸田市議会定例会（9月）教育関連一般質問 件名・概要について

高橋秀樹議員（無所属）

2 学校開放に伴う施設整備について

学校開放によって、土曜日、日曜日にグラウンドが利用でき、地域の人は大変感謝している。

(2) 学校出入り口の鍵の管理の簡素化について。

→ 学校開放事業では、使用団体の代表者、スポーツ推進委員、校長、教頭または教員により運営委員会を組織しており、使用する日程や時間などの調整のほか、学校と地域が連携し、施設利用のルールなどについて学校区の運営委員会ごとに決めている。施設の鍵の管理についても同様であり、学校の理解が得られ、運営委員会において鍵の利用ルールが決定されれば、鍵の貸与は可能である。

なお、市内18校の小・中学校に確認したところ、学校開放団体に門の鍵を貸与している学校はない。

花井伸子議員（日本共産党）

3 就学援助について

(1) 要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理についての改善を。

① 入学準備金の一時立てかえ・貸し付けを。

→ 就学援助費は、学校教育法19条の規定により、経済的理由により小・中学校に就学することが困難な要保護及び準要保護世帯の児童及び生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として支給している。

このうち、要保護世帯は、生活保護費が支給されているため、入学準備金についても生活保護費として支給される。また、準要保護者に対する入学準備金は、新入学児童生徒学用品費として支給しており、新小学1年生および新中学1年生の保護者に対し、毎年4月末に支給している。

制度の趣旨に鑑み、保護者への周知、申請手続の簡素化及び支給事務の見直し等に努め、以前は5月末に支給していた新入学児童生徒学用品費について、事務の改善により、平成25年度から4月末に支給している。しかし、新入学児童生徒が入学にあたって購入する体操着や制服等については、3月までに準備することとなるため、学びのセーフティネットの視点からも、入学前に事前支給するように検討を

進めてきたところである。

新中学1年生については、小学校ですでに就学援助の認定を受けている者を対象に事前支給するよう、平成30年度入学の新中学1年生から対応する。

新小学1年生については、入学前に認定する必要があることから、申請方法や支給方法について研究している。

② 修学旅行費、林間学校費などの実施前支給を。

→ 修学旅行及び林間学校の費用については、各学校で集金しており、参加前に支払いが完了している必要がある。中学校については、一度に集金すると支払が難しくなるため、入学してから毎月、積立を実施している。

要保護及び準要保護世帯に対する修学旅行費、林間学校費は、実施のおよそ3ヵ月後に支給している。支給要件として、参加時点で要保護または準要保護の認定を受けている必要があること、また、実施前支給は積み立て等の会計事務にも大きく影響を及ぼし、学校の負担が増加することから、実施前支給は困難である。

しかし、学校現場の意見を聞きながら、実施前支給の事務運用について研究していく。

本田哲議員（日本共産党）

1 給食費未納者に対する法的措置について

(1) 7月28日に開かれた戸田市教育委員会会議（第8回定例会）において、給食費未納者に対し、今後、簡易裁判所を通じた法的措置を実施するとの報告がなされている。この法的措置をとることに対し、以下の4点について伺う。

① 学校給食の役割をどのように考えているか。

→ 本市では、現在1日約12,000食の栄養バランスのとれた安心で安全なおいしい給食を提供している。学校給食の目的は、学校給食法により、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることとされている。

日常における食生活では、社会変化に伴う不規則な食事や偏りのある食事内容による栄養バランスの崩れ、朝食を取らずに登校する児童生徒への心身の影響など、見過ごすことのできない状況があるため、給食では、多様な食材の組み合わせにより栄養バランスのとれた食事がおいしく食べられるよう工夫をしている。

学校給食の重要な役割は、成長発達の段階にある児童生徒に栄養バランスのとれ

た豊かな食事による健康の増進をはじめ、心身の健全な発達とコミュニケーションを取りながら楽しく食に関する正しい知識を身に付けさせることである。また食材に地場産物を取り入れ地域の郷土食や行事食を提供することで、食文化への関心を持ち、併せて地域文化や伝統に対する理解を深めることができることも重要な役割のひとつである。

② 給食費未納の現状は。

→ 平成23年度に約840万円あった未納額は、各学校と学校給食課職員による未納対策の実施により、年々減少の傾向にある。平成27年度末での未納額は、現年度分と過年度分の合計で170万6千円となっている。過年度分の未納者数は、述べ79人、世帯数としては48世帯である。その後、未納者への電話や訪問により3世帯、41,496円の納入があり、現在の未納額は166万5千円である。

③ 給食費未納者への対応は、現在どのように行っているのか。

→ 給食費を毎月納入している保護者との公平性の確保と市の財政への影響や健全な学校給食の運営を考慮し、平成25年度より「学校給食費未納対策マニュアル」に基づき、現年度分は各学校、過年度分については、学校給食課職員で対応することとし、それぞれの役割分担に従い未納者への対応を行っている。

現年度分は、未納がある保護者に、各学校において授業時間の合間や放課後を利用し繰り返し督促状の発送や電話催告を実施している。未納者への対応は、学校事務職員、学級担任、教頭、校長と段階的に実施し、それでも未納が続く場合には家庭訪問を行う場合もある。

過年度分は、各学校から給食費の滞納者名簿の提出を受け、学校給食課職員により改めて電話や督促状の送付、家庭訪問などを実施し収納率の向上に努めている。

④ 法的措置を実施することを決定した理由は何か。

→ 未納対策として、督促状の送付、電話催告、家庭訪問、児童手当からの徴収などの対策を実施し一定の効果を挙げているが、即効性かつ効果的な対策には至っていない。

再三にわたる督促状の送付や自宅への訪問を行うも一度も面会ができず、支払についての相談もなく支払意志が見受けられない世帯があることから、更なる収納率の向上と負担の公平性等の観点からも適切な対策を講じていかなければならないと考えている。行政には毅然とした対応を社会的にも求められており、過年度分の未納者には法的措置による未納対策を実施する。

2 図書館・郷土博物館への指定管理者導入の検討について

- (1) 戸田市行財政改革プラン（第6次行政改革）では、平成28年（2016年）から平成32年（2020年）までの5カ年で、図書館・郷土博物館への指定管理者制度導入を検討するとしている。図書館・郷土博物館は、戸田市の「知と文化の拠点」として直営での運営が望ましいと考えるが、指定管理者制度の導入を検討するに当たり、以下の3点について伺う。

① 図書館・郷土博物館の役割と機能、存在をどのように考えているか。

- 図書館及び博物館は、社会教育法第9条により社会教育のための機関と規定されており、それぞれ個別の法律により役割や事業について詳細が定められている。両施設とも法の趣旨に則りつつ、戸田市の特性を活かしながら運営を行っている。

図書館は、「本と読書の魅力を伝えられる図書館であること。」「質の高い蔵書構築と学習に役立つ情報が得られる場所として、市民文化の創造と発展を支える『知の拠点』であること。」「歴史と伝統を重んじ、かつ、未来の文化に責任を持つ図書館であること。」を目指す姿として掲げ、この理念の下に施策を展開することで機能と役割を果たしていきたい。

また、郷土博物館は、市民が郷土を愛する心を育み、また、市民が豊かな教養を得られる生涯学習の場としての役割を果たすとともに、企画展の開催、文化財等の収集・整理・保管及び小中学生への教育普及に力を入れ、開かれた総合博物館としての機能の充実を図っている。

② 指定管理者制度の導入を検討する理由は何か。

- 指定管理者制度の導入については、行財政改革プランや公共施設再編方針及び同プランにおいて、民間活力の導入によるサービスの向上及び専門性の高い従事者による継続的かつ安定的な事業運営並びに経費削減効果を期待することから同制度の導入を検討することとなった。現在、先行事例や他市の動向などを調査・研究しているところであるが、指定管理者による運営のメリット、デメリットを更に研究し、導入について慎重に検討を進める。

なお、行財政改革プランに記載したとおり、指定管理者制度の導入については、図書館、郷土博物館それぞれの適性を十分考慮し、個々に検討していく。

③ 5カ年で調査、検討をし、指定管理者制度導入の可否を判断することのことが、どのようなスケジュールで進めようと考えているのか。

- 現在設計を行っているが、平成30年度から31年度にかけて施設の延命を図るべく、電気系統や配管などを主とした建物内部の大規模な設備改修工事を予定して

おり、工事期間が長期に及び、工事期間中は、安全面の観点から施設を休館することとなる。その間、図書館・郷土博物館では、担当職員のみならず、非常勤職員や窓口業務委託の業者も施設内での業務ができなくなることから、相当期間非常勤職員の雇用をストップせざるを得ず、指定管理者制度に移行する場合は、再開する平成32年度からとするのが適当と考えている。

指定管理者制度を導入するとした場合、工事開始前に公募や選定を行う必要があり、それに係る準備等もあることから、遅くとも平成29年度中には導入について決定したい。

望月久晴議員（日本共産党）

1 戸田東小学校・戸田東中学校の建てかえについて

(1) 現在の学年別の教室の利用状況と児童生徒数。

→ 現在の教室の利用状況について、戸田東小学校は、1、2年生が5クラスずつの10教室、3年生が4教室、4年生から6年生までが3クラスずつでの教室、合計で23教室が教室として利用されている。また、戸田東中学校は、各学年4クラスずつの12教室を教室として利用している。

現在の学年別児童生徒数は、戸田東小学校の1年生は164人、2年生は142人、3年生は129人、4年生は115人、5年生は117人、6年生は96人で、合計で763人である。また、戸田東中学校の1年生は123人、2年生は140人、3年生は121人で、合計で384人である。

(2) 今後10年間の教室の利用状況と児童生徒数の推移。

→ 住民基本台帳をもとに、6年後に小学校に入学する現在0歳児の人数から推計するため、6年後までの見込みとなる。平成28年5月1日現在の住民基本台帳をもとにした6年後の推計では、戸田東小学校の児童数は1,288人、戸田東中学校の生徒数は515人となり、平成28年度と比較し、戸田東小学校が約520人、戸田東中学校では約130人増加すると見込んでいる。なお、中学校については、私立中学校へ進学する生徒の見込み数を除いて推計している。

6年後の教室数の見込みは、戸田東小学校が37教室、戸田東中学校が15教室となり、平成28年度と比較すると戸田東小学校が14教室、戸田東中学校が3教室増加すると見込んでいる。

(3) 平成27年度の改修工事の内容と工事金額。

→ 戸田東小学校の改修内容は、非構造部材の耐震化と設備改修工事である。非構造

部材の耐震化については、地震時の安全性を高めるため、天井の下地材を中心に、落下防止のための対策を講じたものである。また、設備改修工事については、火災報知器や屋内消火栓等の消防設備、配管等の給排水設備、照明設備、放送設備等を改修したものである。

請負金額は、273,999,240円である。

(4) 健全度調査の結果について。(財務部答弁)

→ 公共施設健全度調査については、建物の状況に合わせた適切な維持管理、更新を計画的に行っていくことを目的に、築45年以上となる公共施設を対象として、コンクリート強度や鉄筋錆調査など、建築物の構造体、および構造体の寿命に関わる部位の調査を行ったものである。

戸田東小学校・戸田東中学校の健全度調査の結果は、主な所見としては、コンクリート圧縮強度や中性化試験において劣化の進行が見られたほか、柱、梁等に多数のクラック、また壁、天井にも多くの漏水が見られた。さらに、建物自体に不同沈下の所見も見られるなど、全体的に劣化の進行が見受けられたことから、調査対象とした公共施設のなかでも健全度評価ポイントが低く、両校ともに今後10年程度での建替が推奨される、建替優先レベルAと評価されたところである。

(5) 耐震補強工事を行っているが、耐震強度に問題があるのか。(財務部答弁)

→ 耐震補強工事については、戸田東小学校・戸田東中学校ともに、校舎については平成13年度までに、屋内運動場については平成21年度までに完了しているところである。また、耐震補強工事を実施する際には、事前に耐震診断を実施し、その結果に基づく設計業務についても、埼玉県が設置した既存建築物耐震性能判定委員会において、耐震強度を満たす適切な設計内容であるとの判定を受けたのち、耐震補強工事を実施していることから、両校ともに、現在の耐震基準に対する強度は満たしていると考えている。

(6) 建てかえる場合の資金計画。

→ 現在、工事金額が確定していないため、どのような項目で建設に伴う資金計画をしているか回答する。

文部科学省の国庫補助事業として、公立学校施設整備費負担金と学校施設環境改善交付金、市の財源としては、市税などの一般財源の他、起債、公共施設等整備基金の5項目での資金計画を予定している。

(7) 小中一貫校のメリットとデメリット。

→ 国の調査では、小中一貫校のメリットとして、教職員が小・中学校の授業の進め

方の違いやそれぞれの良さを知ること、日々の授業を改善しようとする意欲の向上が挙げられている。また、児童生徒の学習や生活の状況を知ること、小・中学校の教職員が協力して指導にあたる意識の向上も挙げられている。

その結果、児童生徒の学びたいという気持ちの高まりや、学習のつまずきの解消、中学校進学に不安を覚える児童や非行問題、不登校生徒の減少など、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる課題の緩和も期待される。

一方、小中一貫校のデメリットとして、小・中学校の教職員の打合せや合同会議の時間を確保することが挙げられている。

金野桃子議員（戸田の会）

2 子供・教育

(1) 広場・公園や通学路等での防犯カメラ設置について。（市民生活部答弁）

→ 犯罪の抑止を目的に、公共の道路を対象とした防犯カメラを、国の事業として、平成22年3月に氷川町地内に23台、市の単独事業として、平成27年7月に市内3駅を中心に21台設置しており、現在、合計44台の管理を行っている。また、各公共施設においては、施設管理者が、同様に犯罪の抑止等を目的とした防犯カメラを設置している箇所もある。

防犯カメラは、犯罪の抑止や発生した事件の解決に有効な手段であると考えているが、現時点では、既設の防犯カメラの効果の検証を行っているところである。

なお、青少年が広場・公園等にたむろしているという状況は防犯担当でも把握しており、現在でもパトロール要望があれば、昼夜巡回している青パトによるパトロールを実施し、青少年に対する声掛けや必要に応じて警察への通報を行っている。

また、町会長から青少年のたむろや非行に関する情報や意見があり、市長から直接、蕨警察署長に要望し、パトロール強化等、連携強化を図ったところである。

子供たちの登下校時における通学路については、交通指導員の配置やPTA及び地域の方々の応援・協力により安全確保に努めているため、教育委員会としては、登下校時の通学路という公道上における防犯カメラの設置は考えていないが、公道上等における防犯カメラの検証を経て指針が示された場合は、その時点で検討する。

(2) 部活動について。

→ 現行の学習指導要領において、部活動は、生徒にとってスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等のため、重要な学校教育活動の一環であると記載されているとおり、大変意義のある教育活動だと認識してい

る。また、部活動は、生徒の自主的・自発的な活動として行うものであるため、市内各中学校では、自分にあった部活動を選択できるよう、十分に時間をかけた取組を行っている。

例えば、小中一貫教育の取組の一つとして、学校公開の際の部活動体験や入学前の新入生保護者説明会、入学後のオリエンテーション、仮入部期間などを設定し、生徒や保護者への説明を重ねながら、納得の上で部活動を決定している。さらに、定期的に部活動保護者会を開催し、保護者の要望や意見を十分に聞きながら部活動運営を行っている。

市が把握している内容としては、各学校で実施している部活動の種類、部活動で参加した大会やコンクール等における生徒の活躍の結果がある。

部活動は、校長を中心として、地域や保護者の皆様の御理解・御協力のもと、顧問の教員の創意工夫も加えて運営している。学校訪問等の機会を通じて校長等から話を聞き、適正な部活動が行えるよう、今後も指導・支援に取り組んでいく。

(3) 教職員の負担について。

→ 日本の教員の勤務時間は、2013年実施のOECD国際教員指導環境調査、いわゆるTALIS調査の結果、参加34カ国の中で最長であった。これは、教員が子供たちに向き合う時間の他に授業の準備や会議、研修、さらには、保護者や地域など学校に対する様々なニーズに対応しているからである。

これからの学校教育の質の向上を図っていくためには、教員が一人一人の子供たちと向き合う時間を確保し、自らの指導力を十分に磨き、発揮できる環境を整備していく必要がある。今後は、教職員とカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が連携し、学校組織全体が1つのチームとして力を発揮していくことが、大切だと考えている。

そこで、本市では「チーム学校」を実現し、教員が子供と向き合う時間を確保することなどが十分にできるよう、文部科学省「チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業」の委託を受け、「業務改善のための取組研究」を進めている。具体的には、可視化、共有化、効率化の3つのワーキンググループに分かれ、学校のチーム力や組織マネジメント力の向上が図れるよう業務改善に向けた検討を進めているところである。この研究は、全国初の取組であるとともに、今後、全国の学校のモデルとなる可能性もあることから、文部科学省も大変注目している。

本市においては、これらのことを通して、教職員の負担軽減を図り、教員が子供と向き合う時間を確保し、教育活動の充実を図っていく。

手塚静枝議員（公明党）

1 学校給食費の一括管理による納付改善について

- (1) 学校給食法では、給食費は保護者の負担とすることが規定されている。本市は、戸田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則において、各学校が給食費の徴収や管理などを行い、学校長が取りまとめ、市に納入している。また、給食費の口座振替は、学校ごとに指定された金融機関でのみ行われている。現状の納付のあり方を改善すべく伺う。

① 現状での徴収や管理の負担など、課題は何か。

→ 給食費は、戸田市学校給食センター設置及び管理条例施行規則第4条に、当該教育機関の長である校長がとりまとめ毎月20日までに納入しなければならないと規定されている。

給食費の徴収方法については、それぞれの学校の指定する金融機関からの口座引き落としの方法と児童生徒が現金を持参する手集金の方法により、各学校指定の金融機関を通して市に納入されている。

課題としては、給食費の徴収は学校が行い、未納対策も以前は学校だけで行っていたが、市も積極的に学校と緊密に連携を図りながら未納対策を強化していくため、平成25年度より未納分のうち現年度分については学校で、また過年度分については市で対応することでそれぞれ役割分担を定めて取り組んでいる。その結果、未納額は年々減少しており役割分担による一定の効果はあがっているものと考えているが、未納ゼロに向けた電話催告や家庭訪問などに未だ多くの時間を費やしている状況となっている。

② 保護者の納付の利便性の向上と、給食費負担の公平性の確保、事務の効率化や負担軽減、収納率の向上を図るために、市が一括管理してはどうか。

→ 給食費は各学校で口座引き落としや手集金で徴収しており、期日までに納入のなかった場合には速やかに電話催告や家庭訪問などにより対応している。市の一括管理となると小中学校18校の児童生徒約12,000人の納付状況を確認することにかかなりの時間を要することになり、未納者への迅速な対応が遅れ、その結果、未納者の増加につながってしまう恐れがある。

一括管理により、各学校における事務の軽減に繋がるものと考えられるが、約12,000人の給食費の適正な管理には、管理台帳を作成するためのシステム構築費や専任職員の配置も必要となることから、現時点においては保護者と一番身近な学校ごとに給食費の徴収をしている現状がベストであると考えている。

今後は、学校長やPTAの代表などで構成する学校給食センター運営委員会や定期的に開催される各種会議での要望、そして他市の状況なども参考にしながら、改善策について関係課を含め検討してまいりたい。

2 水難から命を守る「浮いて待て」教室の開催を

- (1) 水難事故は、命の危険に直結する。毎年、多く発生し、その多くは着衣状態で事故に遭遇している。救助されるまで自分の命を自分で守る“助かる救助法”を身につけておくことが大事であることから、水難事故を想定した訓練は必要である。

水の事故から子供たちを守るための「着衣水泳(浮いて待て)」教室を開催し、助かる救助法を身につけさせてはどうか

→ 着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、学習指導要領に各学校の実態に応じて取り扱うことと明示されており、本市においては、全小学校で、着衣水泳に取り組んでおり、20年以上前から行っている学校もある。

実施内容としては、例えばビデオや準教科書を使って事前学習を行ったうえで、靴をはかせたままの着衣状態で入水し、水泳を行うことで、着衣のまま水に落ちたときの精神的パニック、濡れた着衣がもたらす身体への想像以上の制約等を体験させている。子供たちからは「もぐったときに、たくさんの泡が出てびっくりした。」「クロールより平泳ぎの方が泳ぎやすかった。」などの感想が聞かれている。

また、万が一、川などに落ちてしまったときは、落ち着いてその場に浮き、助けを待つこと、その際、近くに浮いているペットボトルやポリ袋などが浮き具になることも指導している。

なお、毎年5月に行われる埼玉県の水泳実技伝達講習を受けた教員が講師となり、市内各校から2～3名の教員を集め、着衣水泳を含む伝達講習も行っており、安全管理面にも十分な準備をしている。

今後も着衣水泳などの指導を続けるとともに、川や池などに安易に近づかない、友達が川などに落ちたときは、助けに入らず近くの大人にすぐに知らせるなどの安全指導を通じて、水難事故防止に努める。

三浦芳一議員（公明党）

1 地域力向上について

- (4) ごみゼロ参加世帯のアップ策について。また、教育現場での指導は。

→ 小学校では、ごみゼロ朝会やごみゼロの日などを設定し、運動場や学校周辺の清

掃活動を行うなど、年間を通じてごみゼロ運動に取り組み、身近な環境についての意識を高めるようにしている。また、総合的な学習の時間では、地域について考える機会を設定し、地域の清掃に取り組むなどの活動を通して、児童と地域とのかかわりを深めている。

中学校では、生徒会活動で学区内の公園や通学路などの清掃活動を行ったり、地域住民の方々と協力して環境整備に取り組んだりしている。また、荒川河川敷の清掃活動に生徒会が参加している学校もあり、地域の方々と活動を通して、生徒に地域の一員としての自覚を持たせる機会となっている。

また、小学生と中学生が一緒になり、学校応援団など地域の方々と連携して地域の清掃活動に取り組んでいる中学校区もある。さらに、子ども会の中には、ごみゼロの活動を行っているところもあると聞いている。

地域社会は大きな家族と言われている。今後は、地域の子供は地域で育てるという視点で、地域のごみゼロ運動参加につきましては、ぜひ、地域でも積極的に呼びかけを行ってほしい。教育委員会としても、引き続き、児童生徒が地域の清掃活動に参加することなどを通して、地域に対する関心を高め、地域に積極的に関わろうとする心の醸成につながるよう、支援していく。

2 薬物乱用とアルコール依存症の現状と対策について

(1) 全国的には覚醒剤や危険ドラッグなど、若者の薬物乱用が後を絶たない。戸田市の現状と、その危険性や、子供たちを守るための具体策について。

→ 薬物乱用防止については、市内小・中学校において、薬物乱用防止教室として年間指導計画に位置付け、全校で実施している。

小学校では、6年生において、シンナーや麻薬、覚醒剤の害について学び、中学校では、薬物乱用の害だけでなく、社会への悪影響や薬物に手を染めるきっかけ等も学んでいる。さらには、埼玉県警察の非行防止指導班「あおぞら」や薬物に関する捜査を行う現職の刑事等に講師を依頼し、より専門的な見知から児童生徒への指導を行っている学校もあり、その際には、授業参観もあわせて実施するようにし、家庭へも薬物乱用防止の啓発を図るよう配慮している。

市内小・中学生の健全育成のために、今後も関係機関や家庭、地域と積極的に連携しながら、薬物乱用防止教育の充実に努め、薬物に手を出さない児童生徒の育成を行う。

石川清明議員（公明党）

2 スポーツ振興の補助金について

(1) 全国大会等派遣補助金の算定基準の見直しについて。

① 全国大会等派遣補助金の補助範囲2分の1と上限金額10万円の拡充が必要と考えるが、教育委員会の考えを伺う。

→ 昨年度までは、運動部活動にのみ、関東大会以上の出場にかかる大会参加費、交通費、宿泊費の一部を補助してきたが、運動部活動だけでなく、吹奏楽や金管バンド等の部活動やクラブ活動でも、こうした大きな大会へ出場することが増えてきているため、より幅広く、より多くの児童生徒の頑張りに支援ができるよう、対象となる部活動を文化部にも広げ、中学校の部活動だけでなく、小学校のクラブ活動にも対象を広げたところである。

また、対象となる経費についても、大会参加費、交通費、宿泊費に加え、用具運搬費も計上できるように拡充した。

今年度の補助実績として、運動部活動だけでなく、小学校のマーチングバンドや中学校の吹奏楽部からの申請もあり、より多くの児童生徒の活躍を補助できるようになっているが、全国大会出場となると宿泊を伴う遠方での大会もあり、自己負担額が高くなってしまう場合もある。

教育委員会としては、今年度、補助金対象者を拡充したところであり、多くの補助金の支出が予想される中、限られた予算の範囲内において、より多くの児童生徒の活躍を支援することができるよう、全体的な執行状況等を見ながら、適切な補助の在り方について今後も検討する。

真木大輔議員（戸田の会）

3 プログラミング教育の推進について

(1) 次期学習指導要領においてプログラミング教育の必修化が検討されているが、本市として、プログラミング教育についてどのような取り組みを行っていくのか。

→ プログラミング教育については、文部科学省において、平成32年度から本格実施される次期学習指導要領での導入について検討されているところである。

プログラミング教育と聞くと、コンピュータ言語を用いてプログラムを作成する能力を身に付ける教育と捉われがちだが、次期学習指導要領では「プログラミング的思考」を身に付けることを目的としている。

「プログラミング的思考」とは、「自分が意図する一連の活動を実現するために、

どのような動きが必要で、一つ一つの動きを、どのように組み合わせたらよいのか等を論理的に考えていく力」のことであり、このような力は、プログラミングに携わる職業を目指す子供たちだけではなく、これからの時代において、どのような進路を選択し、どのような職業に就くとしても、共通に求められる力である。

そこで、本市では、児童生徒の発達段階に応じて様々なプログラミング教育を提供できるよう、例えば、小学校低学年では、簡単なボタン操作でプログラムを入力し動く教材を活用することや、中学生では、本格的にコンピュータ言語を使ってプログラムを組み、アプリケーションを作成するなど、研究を進めていく。

報告事項②

中学校学校選択制における通学区域外受入予定定員数について

各中学校通学区域外受入予定定員数は下記のとおりとなります。

記

各中学校 通学区域外受入予定定員数

戸田中学校	25人
戸田東中学校	35人
美笹中学校	35人
喜沢中学校	35人
新曾中学校	35人
笹目中学校	20人

平成28年度 全国学力・学習状況調査結果【戸田市】

戸田市教育委員会教育政策室

		小学校6年生			中学校3年生		
		戸田市	全国	埼玉県	戸田市	全国	埼玉県
国語	A	74.4	72.9	71.6	77.5	75.6	74.9
	B	58.8	57.8	56.7	69.0	66.5	65.6
算数・数学	A	79.9	77.6	75.9	65.1	62.2	60.3
	B	49.2	47.2	46.3	46.7	44.1	43.2

(平均正答率 単位 %)

<昨年度の結果との比較>

平成27年度 小学校6年生

	戸田市	全国	県	国との差
国A	69.3	70.0	68.7	-0.7
国B	67.0	65.4	64.2	1.6
算A	75.0	75.2	73.1	-0.2
算B	45.4	45.0	43.1	0.4

平成28年度 小学校6年生

	戸田市	全国	県	国との差
国A	74.4	72.9	71.6	1.5
国B	58.8	57.8	56.7	1.0
算A	79.9	77.6	75.9	2.3
算B	49.2	47.2	46.3	2.0

2.2ポイントUP

2.5ポイントUP

1.6ポイントUP

同学年では…

平成27年度 中学校3年生

	戸田市	全国	県	国との差
国A	76.0	75.8	74.9	0.2
国B	65.0	65.8	64.7	-0.8
算A	64.9	64.4	63.2	0.5
算B	41.3	41.6	40.4	-0.3

平成28年度 中学校3年生

	戸田市	全国	県	国との差
国A	77.5	75.6	74.9	1.9
国B	69.0	66.5	65.6	2.5
算A	65.1	62.2	60.3	2.9
算B	46.7	44.1	43.2	2.6

1.7ポイントUP

3.3ポイントUP

2.4ポイントUP

2.9ポイントUP

同学年では…

<同じ児童生徒集団での比較>

平成25年度 小学校6年生

	戸田市	全国	県	国との差
国A	67.2	62.7	62.6	4.5
国B	54.5	49.4	49.7	5.1
算A	78.7	77.2	76.2	1.5
算B	61.2	58.4	57.7	2.8

平成28年度 中学校3年生

	戸田市	全国	県	国との差
国A	77.5	75.6	74.9	1.9
国B	69.0	66.5	65.6	2.5
算A	65.1	62.2	60.3	2.9
算B	46.7	44.1	43.2	2.6

1.4ポイントUP

同じ集団の3年後は…

とだっ子は小・中ともに県及び全国の平均を上回り、県内トップクラスの実力となっています。

国語A・B、算数・数学A・Bすべてにおいて国の平均正答率を上回る結果が見られました。

また、直近のデータ（平成27年度調査）と比較しても、躍進したことが分かります。

さらに、同じ児童生徒集団の3年間の変化に目を向けると、全国の平均正答率を上回る状態は維持されています。



これは、各小・中学校における学力向上に係るこれまでの取組の成果が表れたものと考えられます。また、アクティブ・ラーニングなど「新しい学び」を促す取組による着実な成長とも捉えられると考えております。

平成28年度戸田市教育委員会等研究委嘱校の研究発表会について

No	学校名	研究教科等	研究主題	研究委嘱機関	委嘱期間	H28発表 予定日
1	美女木小	道徳	相手の思いを考え、共によりよく生きようとする子の育成	戸田市教育委員会	26・27・28	10.20
2	美笹中	全教科等	夢に向けて努力できる生徒の育成 ～多面的な教育活動による学力向上の取組～	戸田市教育委員会	26・27・28	11.8
3	新曽中	進路指導・ キャリア教育	25地区進路指導・キャリア教育研究協議会	埼玉県進路指導・キャリア 教育研究会主催	28	11.10
4	戸田第二小	英語活動	外部専門機関と連携した英語指導力向上事業 (研究協力校)	文部科学省 埼玉県教育委員会	27・28	11.11
5	美谷本小	道徳	心豊かに学び合い 未来を拓く児童の育成 ～豊かなかわりの中で、よりよく生きる力を育む道徳教育 の推進～ ※①埼玉県道徳教育研究協力校 ※②いじめ防止のための望ましい人間関係づくり研究推進校	戸田市教育委員会 ※①②埼玉県教育委員会	26・27・28 ※①28・29 ※②26・27・28	11.17
6	新曽小	国語	思いや考えを豊かに伝え合う子供の育成 ～考える力・表現する力を育む言語活動の研究 ～	戸田市教育委員会	26・27・28	11.18
7	戸田南小	道徳	豊かな心を育む道徳教育の充実 ～自己の生き方について考えを深められる道徳授業を目指し て～	戸田市教育委員会	26・27・28	12.13
8	戸田第二小	算数・体育・ 道徳	知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな戸二つ 子の育成 ～学び合う児童を育てる授業の創造～	戸田市教育委員会	26・27・28	12.14
9	喜沢中	特別活動	自らの未来を力強く切り拓く生徒の育成 ～自己表現に向けた指導法の工夫～	戸田市教育委員会	26・27・28	1.17
10	笹目中	英語	外部専門機関と連携した英語指導力向上事業 (研究協力校)	文部科学省 埼玉県教育委員会	27・28	1.24
11	戸田第一小	算数	学ぶ楽しさにあふれ、一人一人の確かな学びを 育む授業づくり ～結びつきを通して～	戸田市教育委員会	27・28	1.27

平成28年度 戸田市立中学校3年生の英語検定3級 結果（8月末時点）

結果の概要

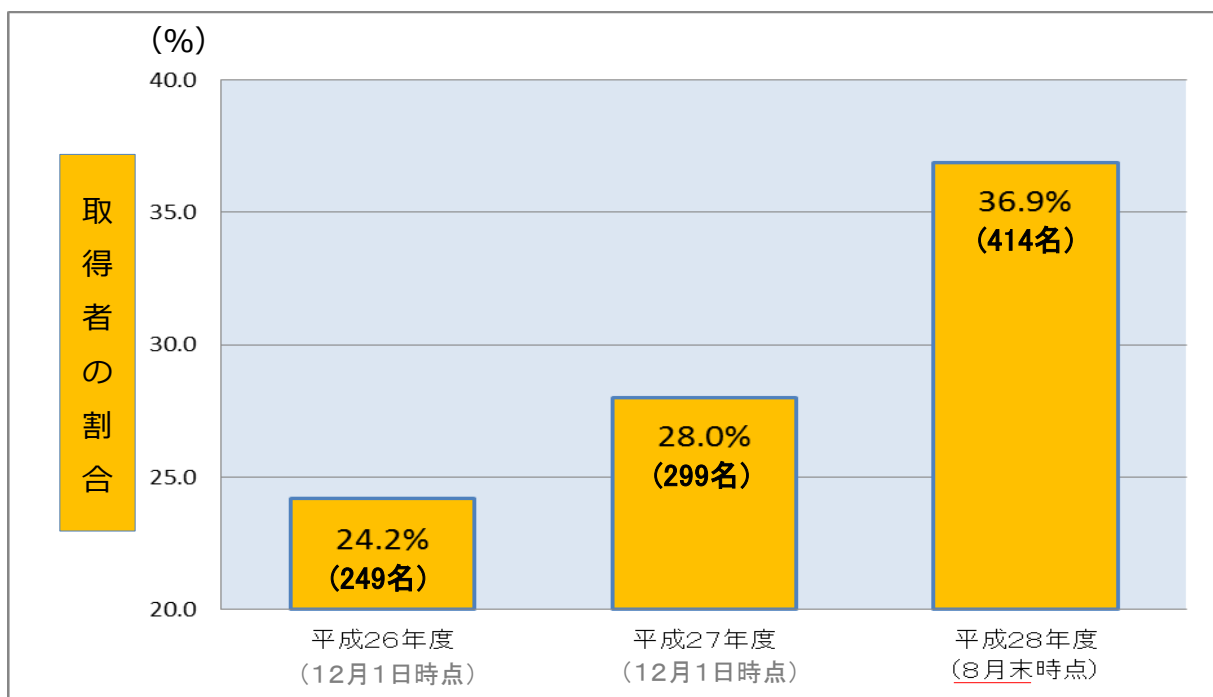
第1回検定

（1次試験 6月10日 2次試験 7月10日 実施）

戸田市立中学校
3年生の数
1122人

項目	戸田市
受検者数	866人
今回3級取得者数（2次試験合格者数）	232人
すでに3級以上を取得している者の数	182人
今回3級取得者数+ すでに3級以上を取得している者の数	414人
戸田市立中学校 3級以上取得率	36.9%

過去3年間（平成26年度～平成28年度）の
英語検定3級以上取得者の割合



※平成26年度及び平成27年度の調査は12月に実施

第2回検定 1次試験 10月9日 2次試験 11月6日
第3回検定 1次試験 1月22日 2次試験 2月19日

報告事項

平成28年度

「ゲートキーパー研修」の実施報告(中間)について

1 目的

- ① 児童生徒に関わる教員に対し、ゲートキーパー研修を実施することで、こころの問題をめぐる知識や技術の向上を図ること。
- ② 教職員におけるこころの健康に関わる意識の向上を図ること。

2 主催

戸田市教育委員会事務局 教育政策室 指導担当
福祉部福祉保健センター

3 対象

市内全小中学校の教員
(H28年度は市内全中学校と小学校3校について実施)

4 日程・会場

	日時	学校名	参加人数
1	5/12(木)	喜沢中学校	22
2	7/21(木)	新曽中学校	42
3	7/21(木)	新曽小学校	29
4	7/22(金)	戸田第一小学校	37
5	8/22(月)	戸田第二小学校	40
6	8/23(火)	戸田東中学校	18
7	8/24(水)	笹目中学校	27
8	9/1(木)	戸田中学校	32
合 計			247

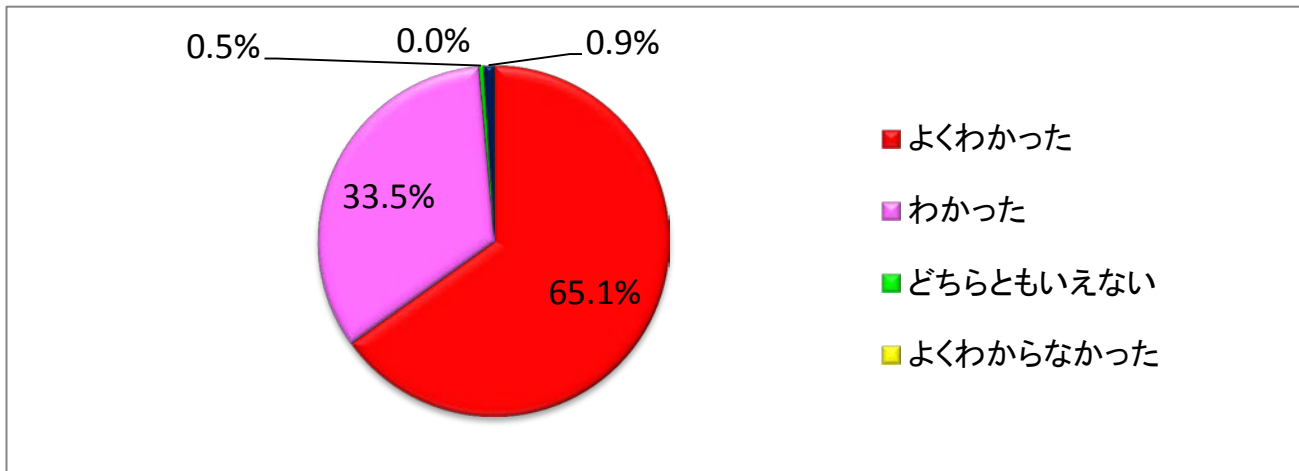
※H28年度実施予定校の美笹中においてはH29.1月に実施予定。

5 内容

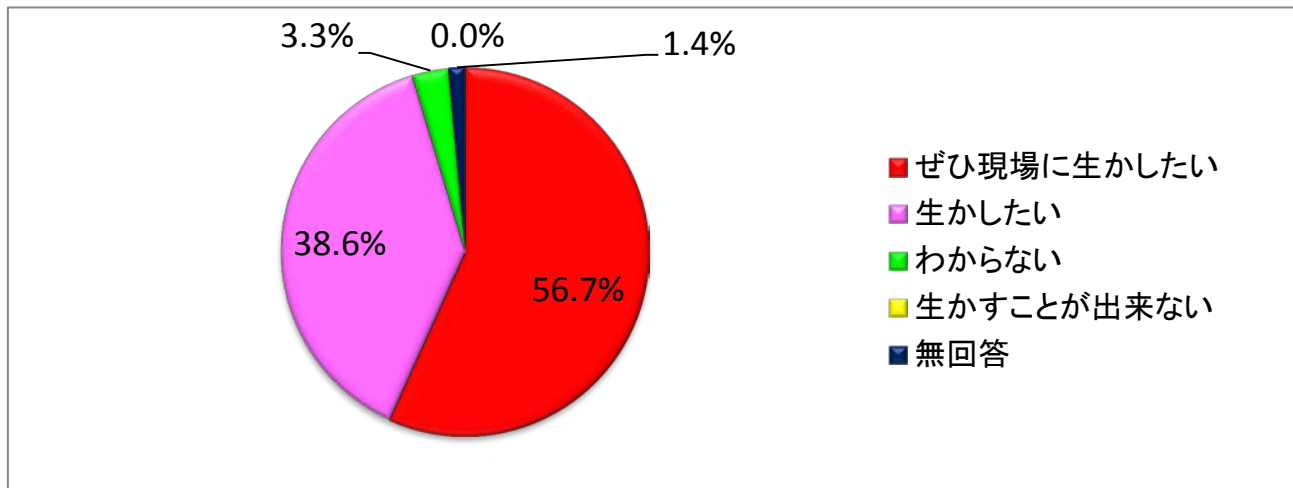
- ・なぜ、いま、「ゲートキーパー研修」が必要なのか？
- ・自殺の現状と実態について
- ・児童生徒の自殺の原因について
- ・子どもの自殺の危険因子
- ・ロールプレイ
(リストカットの事例①②③から適切な対応を考え、振り返りを行う)
- ・グループワーク(ハイリスク事例をどのようにつなぐかを考える)
- ・まとめと修了証

平成28年度 ゲートキーパー研修【アンケート】 8校分集計結果

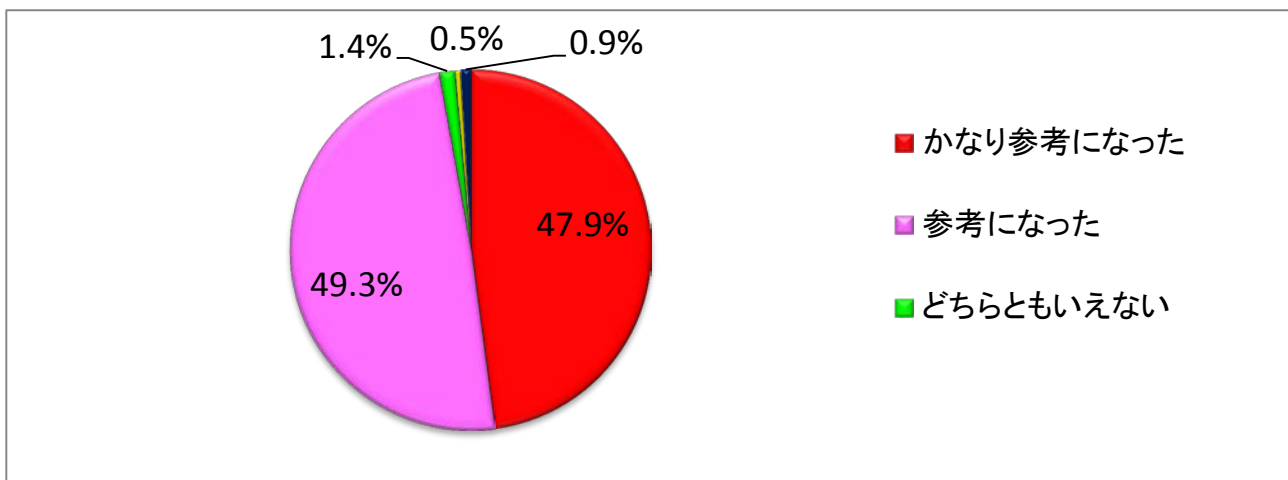
1. ゲートキーパーの趣旨について



2. ロールプレイの解説は、現場に生かせる内容でしたか。



3. 本日の内容は、自殺対策への意識や技術の向上において参考になりましたか。





市民大学認定講座

家庭教育学級「子育て講演会」

参加費無料

演題 「たたかず 甘やかさず 子育てする方法」



講師 NPO法人エンパワメントかながわ理事

はまたに のりこ

浜谷 典子氏

講師プロフィール

女性問題や子どもの人権について勉強する中で、CAPプログラム(子どもへの暴力防止プログラム)に共感し、1998年CAPプログラムスペシャリストとなる。

以降、女性への暴力防止を啓発するためにレジリエンス心のケア講座、デートDV防止プログラム、DV被害

を受けた母子心理教育プログラム、性教育を修得し、その知識と経験を活かして、DVを受けた女性の支援にたずさわってきた。

また、親子の関係性の健全な構築によって虐待を防止する目的で、スターペアレンティングの手法を取り入れた、子育てがラクになるワークショップを開発し講演している。

2004年NPO法人エンパワメントかながわ設立に関わり、2014年から理事となる。

最近、若年の親による子どもへの虐待、子どもの養育放棄(ネグレクト)が報道されるなど、躰や子育てに関する不安が広がっています。また、子ども達の間にはスマホなど情報手段の発達により、コミュニケーションの苦手な子どもが増えるなど、これからの時代を生きるためには、親やまわりの大人たちによる、温かい言葉かけや、ぬくもりのある家庭が大変重要になってきています。この講演会が、思春期の子育てに悩む親にとって、心のよりどころとなり、これからの子育ての一助になればと考えています。

日時 平成28年10月12日(水) 午前10時30分~12時

受付: 午前10時~

会場 新曽公民館(福祉センター) 3階ホール(所在地 新曽 1395)

対象・定員 市民・50人(市内小中学校PTA会員の参加有り) 託児室有り

申込 9月5日(月)より申込開始します。 電話・メール・FAXにて下記まで

【お申し込み・お問い合わせ先】

教育委員会 生涯学習課(戸田市民大学事務局)

電話 048-441-1800(内線、342、308)

FAX 048-432-9910

メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp

市制施行50周年記念第26回企画展の開催について

- 1 展示名称 市制50周年記念「今昔写真帳～戸田市の歩み～」
- 2 開催趣旨 平成28年（2016）10月1日に市制施行50周年を迎える「戸田市」は、昭和41年（1966）に県内24番目（全国で561番目）の市として誕生した。

江戸時代は戸田領に属する上戸田村・下戸田村・新曽村・惣右衛門村と笹目領に属する美女木村・下笹目村の6ヶ村であった戸田は、明治22年（1889）の北足立郡戸田村・笹目村・美谷本村の誕生から昭和18年（1943）の美笹村誕生（笹目村・美谷本村の合併）と昭和32年（1957）の戸田町と美笹村の合併、板橋や浦和との境界変更などを経て今の形となった。

今回の企画展では戸田市の今までとこれからを考えるきっかけとなることを目的に、市制施行以前の歴史と、施行後の市内の移り変わりについて歴史的公文書や写真などを中心に展示する。
- 3 開催期間 平成28年10月1日（土）～11月27日（日）【55日間】
【会期中休館日】10月24日（月）・31日（月）、11月14日（月）
- 4 展示会場 戸田市立郷土博物館3階 特別展示室
- 5 関係機関 主催：戸田市立郷土博物館
- 6 展示構成 第1章 「戸田市」ができるまで
第2章 「戸田市」の50年
第3章 「戸田市」のこれから
- 7 入場料 無料

8 警備体制 開館時：展示監視員1名の配置、警備員による定期巡回
閉館時：警備員2名が通年にわたり常駐

9 資料搬送 借用資料搬送は、学芸員が公用車を利用して行う。

10 関連事業 次のとおり（予定、詳細については別途起案）

【記念講演】

名称：「戸田市の歩みとこれから」

日程：10月2日（日）

会場：図書館・郷土博物館2階視聴覚室

対象：中学生以上

参加費：無料

講師：前戸田市副市長 山田一彦氏

昭和45年4月戸田市奉職。平成9年4月秘書室秘書課長。

その後総合政策部長、議会事務局長等を歴任。平成20年

3月戸田市を退職し、同4月から副市長兼戸田市政策研究

所所長。平成28年3月副市長退任

*市民大学認定講座

【記念講演】 *第4回アーカイブズセミナーと共催

名称：『戸田市史 通史編 続』刊行記念講演会

①「続戸田市史～行政～」

②「続戸田市史～教育～」

③「続戸田市史～交通～」

日程：①10月8日（土）・②15日（土）・③22日（土）

会場：図書館・郷土博物館2階視聴覚室

対象：中学生以上

参加費：無料

講師：①佐藤勝巳氏（元当館館長・戸田市文化財保護審議委員・戸
田市史編集員）

②大竹仁氏（元当館学芸員・戸田市史編集員）

③老川慶喜氏（立教大学名誉教授・跡見学園女子大学副学
長・同教授・戸田市史編集員）

＊市民大学認定講座

【子供体験講座】

名称：戸田市を巡るバスツアー

日程：10月15日（土）

見学先：市庁舎、荒川水循環センター、戸田公園・競艇場、消防本
部等

移動方法：借り上げバス

参加費：保険代100円

- 11 印刷物
- ・ポスター（B2判、4色）：300枚 [主として他館等への郵送他]
 - ・ポスター（A3判、4色）：550枚 [主として町会配送542枚他]
 - ・リーフレット（A4判、片面カラー）：10,000部[町会回覧3,582枚、小・中学校クラス数配布、他館郵送、館内配布]
 - ・展示解説パンフレット（A4判、4色、16頁）：5,000部
[館内配布、他館郵送]
- 12 広報活動
- ・「広報戸田市」（9月15日号※関連事業についてはそれぞれ適切な号）
 - ・ポスター掲示（町会掲示板、小中学校、公共施設、他の博物館等施設）
 - ・パンフレット配布（小学校及び中学校クラス数配布、公共施設、他の博物館等施設）
 - ・館ホームページ、館内掲示の充実
 - ・報道機関への情報提供
- 13 展示企画
- 戸田市立郷土博物館学芸員
石川達也、最上志乃、山田あさぎ、細井薫子